



2023年6月27日

各 位

会 社 名 株式会社M & A 総研ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 佐上 峻作  
(コード番号：9552 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 C F O 荻野 光  
(TEL. 03-6665-7590)

## 株式の海外売出しに関するお知らせ

当社は、2023年6月27日付の取締役会において、以下のとおり当社株式の海外売出し（以下「本海外売出し」といいます。）の承認を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、本日公表の「東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更申請に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年4月12日付けで東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更申請（以下「変更申請」といいます。）を行い、現在、当該申請に伴う東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の審査対応を継続しております。

### 記

#### 1. 本海外売出しの背景と目的

当社グループは「M & A T e c hにより未来のM & A市場を創造する」を企業理念に掲げ、DX・AIを中心としたテクノロジーを用いたM & A仲介サービスを提供することを主たる事業としております。

当社は、現在、東証グロース市場に上場しておりますが、東証プライム市場へ上場市場区分を変更することにより、更なる社会的信用度・知名度の向上や優秀な人材の獲得が可能になるとともに、多様な投資家が参加する東証プライム市場に上場市場区分を変更することにより資金調達手段の選択肢が広がると考え、上述の変更申請を行うことといたしました。

なお、変更申請に対する東証による承認の可否及び時期については現時点では不確定であり、変更申請により上場市場区分の変更が確約されるものではありませんのでご留意ください。

本海外売出しにより、当社の流通株式比率は2023年3月31日時点の27.2%から約35%に増加する見込みです。これにより、東証プライム市場への上場市場区分の変更に係る形式要件のうち現時点で未充足である純資産の額及び流通株式比率に関する要件について、後者の要件を充足する見込みです。前者の要件については、今後の利益の積み上げによる充足を目指します。当社は、上場市場区分の変更及び本海外売出しにより、海外投資家層の拡大及び一層の流動性の向上が期待できると考えております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外売出しに関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されていません。なお、この文書で言及されている本海外売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

## 2. 株式の海外売出し

- |  |   |                                     |
|--|---|-------------------------------------|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数  | 当社普通株式  | 1,631,000 株                         |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数  | 佐上 峻作<br>矢吹 明大<br>荻野 光  | 1,600,000 株<br>18,000 株<br>13,000 株 |
| (3) 売 出 価 格  | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2023 年 6 月 27 日（火）から 2023 年 6 月 28 日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」といいます。）に決定されます。） |                                     |
| (4) 売 出 方 法  | 大和証券株式会社（以下「引受人」といいます。）が全株式を買取引受けし、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）において、引受人の海外関係証券業者を通じてその売出しを行います。  |                                     |
| (5) 引 受 人 の 対 価  | 引受人に対して引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格と引受人より売出人に支払われる金額である引受価額との差額の総額が引受人の手取金となります。   |                                     |
| (6) 受 渡 期 日  | 2023 年 6 月 30 日（金）  |                                     |
| (7) 申 込 株 数 単 位  | 100 株   |                                     |
| (8) 売 出 価 格、その他本海外売出しに必要な一切の事項の承認及び手続の実施（関連する諸契約の締結及び関連書類の作成を含みます。）については、代表取締役佐上峻作又はその選任する代理人に一任いたします。 |   |                                     |

### <ご参考>

#### ロックアップについて

本海外売出しに関連して、売出人は、引受人との間で、本海外売出しに関する売出価格等決定日から本海外売出しに係る株式受渡期日（当日を含みます。）後 180 日目までの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、大和証券株式会社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式の売付け等（但し、本海外売出し、単元未満株式の当社に対する買取請求及び当社の自己株式取得に伴う当社普通株式の売却又は譲渡を除きます。）を行わず、又は行わせない旨を合意しております。

加えて、当社は、引受人との間で、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式の発行等（但し、本海外売出し、株式分割又は株式無償割当てによる当社普通株式の交付及び売出価格等決定日現在において残存する新株予約権の行使に基づく当社普通株式の交付を除きます。）を行わず、又は行わせない旨を合意しております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外売出しに関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されていません。なお、この文書で言及されている本海外売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。